

障がい者虐待防止に関する法整備を求める意見書

このことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので提出する。

令和5年（2023年）3月17日提出

提出者

教育福祉常任委員会

委員長 大城 幼子

（提案理由）

平成24年10月1日施行された障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）において、市町村へ通報が義務付けられるのは「養護者による虐待」「障害者福祉施設等従事者による虐待」「使用者による虐待」とされている。

令和4年12月10日に改正精神保健福祉法が成立したことにより、精神科病院における虐待発見時の通報義務が新たに加えられたが、引き続き、障がい者の支援と虐待防止の取組が求められている。

本市議会は、医療機関、学校、保育所及び官公署等において通報義務や要領など、障がい者虐待防止等の運用要領まで含めた法整備を強く要請するため、この案を提出する。

障がい者虐待防止に関する法整備を求める意見書

障がい者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見や、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置養護者の負担の軽減を図ることなどを目的として、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)が平成 24 年 10 月 1 日施行された。

この法律において、市町村へ通報が義務付けられるのは「養護者による虐待」「障害者福祉施設等従事者による虐待」「使用者による虐待」とされており、同法附則第二条で挙げられている医療機関や学校、保育所等、官公署等の従事者による障がい者虐待については、通報義務は定められていない。

2021 年 11 月、本市議会に対して、精神科病院における虐待事案を憂い、医療機関による障がい者虐待発見時の通報を義務づける法改正を求める趣旨の陳情が提出されている。

このような中、厚生労働省社会保障審議会障害者部会において、虐待の通報義務に関し「障害者虐待防止法を改正すべきか、精神保健福祉法を改正すべきか」議論がなされ、結果として、昨年 12 月 10 日に精神保健福祉法が改正され、精神科病院における虐待発見時の通報が義務付けられた。

改正精神保健福祉法が成立したことにより、精神科病院における虐待発見時の通報義務が新たに加えられたが、引き続き、障がい者の支援と、障害者虐待防止法附則第二条で挙げられている医療機関、学校、保育所及び官公署等における虐待防止の取組が求められている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、上記内容をふまえ、医療機関、学校、保育所及び官公署等において通報義務や要領など、障がい者虐待防止等の運用要領まで含めた法整備を強く要請する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

令和 5 年(2023 年) 3 月 17 日

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣